

# 農林水産省

要望項目	令和3年度税制改正の大綱における対応状況
1. 農業経営基盤強化準備金制度の延長	農業経営基盤強化準備金制度（交付金を準備金として積み立てた場合及び同準備金・交付金を活用して農用地等を取得した場合の経費算入等）について、対象者の要件として、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定により市町村が公表した人・農地プランにおいて地域の中心となる経営体（中心経営体）として位置付けられたものであることを加えた上、その適用期限を2年延長する。（所得税・法人税）
2. 農業競争力強化支援法に基づく事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却等の延長	農業競争力強化支援法に基づく事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却（5年間、機械・装置40%、建物等45%）の適用期限を2年延長する。（所得税・法人税） 農業競争力強化支援法に係る認定事業再編計画に基づき行う登記に対する税率の軽減措置（会社の設立・資本金の増加0.7%→0.35%等）の適用期限を2年延長する。（登録免許税）
3. 軽油取引税の課税免除の特例措置の延長	3年間の延長
4. 利用権設定等促進事業により農用地を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減措置等の延長	利用権設定等促進事業により農用地等を取得した場合の所有権の移転登記に対する税率の軽減措置（2%→1%）の適用期限を2年延長する。（登録免許税） 農業経営基盤強化促進法の規定による公告のあった農用地利用集積計画に基づき取得した農用地区域内にある土地に係る課税標準の特例措置（取得価格の1/3の控除）の適用期限を2年延長する。（不動産取得税）

衆議院議員 佐藤ゆかり